

「ねんきん定期便」 誕生月に届いていませんか？

お問い合わせ
年金班
043-223-4116

毎年、誕生月の末頃に届く「ねんきん定期便」は、国民年金および厚生年金保険に加入している皆様へ、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などに関する情報を記載しています。表示内容は以下の通りです。

掲載事項	これまでの							老齢年金の見込額	老齢年金の種類	最近の月別状況
	年金加入期間	加入実績に応じた年金額	保険料納付額	年金加入履歴	厚生年金における標準報酬月額等の月別状況	国民年金保険料の納付状況				
年齢	送付形式									
節目年齢										
35歳	封書	○	○	○	○	○	○			
45歳	封書	○	○	○	○	○	○			
59歳	封書	○		○	○	○	○			
50歳未満	はがき	○	○	○						○
50歳以上	はがき	○		○				○	○	○

一部繰上償還を実施します！

実施は
1月と7月のみ
年に2回のチャンス
です！

お問い合わせ
経理・貸付班
043-223-4122

一部繰上償還は、借受人の希望により貸付金の一部を繰り上げて返済することができる制度です。元金が減ると、利息の負担も少なくなります。自己資金を把握して計画的に申込みましょう。

申出締切日 **令和3年6月10日（木）必着**
(期限にかかわらず、早めの提出をお願いします。)

申出方法 「一部繰上償還申出書（様式第11号）」を作成し、**84円切手2枚を添付**の上、郵送又は持参してください。（提出の際には必ず控えをとり、所属で保管をしてください。）

手続きの流れ（7月一部繰上償還）

支部へ申出書を提出（6月10日支部必着） → 支部から所属へ振込用紙を送付（6月下旬） → 各自、金融機関にて振込み（7月1日～7月15日まで）

- 一部繰上償還できる金額は、毎月償還のみの場合**10万円以上**、ボーナス併用償還の場合**20万円以上**で、1円単位となります。
- 申出書は、所属所保管の「貸付事務の手引き」からコピーするか、当支部ホームページからダウンロードして使用してください。
- 未償還元金の把握には償還表の「2021年7月」の欄をご覧ください。
- ボーナス併用償還の場合、希望の繰上償還額に経過利息が加算されます。経過利息分の金額については、入金額等の連絡時にお伝えします。

全額繰上償還について

貸付金の全額を繰り上げて返済することのできる全額繰上償還は、**6・8・9・10・12・2・3月に実施します**。全額繰上償還を希望する月の前月10日（休祭日の場合は翌開庁日）までに、「全額繰上償還申出書」と84円切手1枚を提出してください。

完了報告書の提出はお済みですか？

4月に他共済への返済で
住宅貸付けを借りた方必見！

お問い合わせ
経理・貸付班
043-223-4122

共済組合の**住宅貸付け、住宅災害貸付け又は介護構造部分に係る貸付け**を受けた方は、完了後、速やかに「**完了報告書**」と**申込事由別の添付書類を提出する必要があります**。

なお、令和3年4月に**他共済への返済で貸付けを受けられた方も提出が必要**です。異動前の共済組合へ返済後、領収書の写しを添付の上、速やかに提出してください。

※「完了報告書」の様式は、貸付けが決定された際に貸付決定通知書と併せて送付しております。

最終提出期限（貸付月の翌月から6ヶ月以内）を過ぎても提出がない場合は・・・？

一括返済を求めたり、今後の貸付けを制限させていただきます。

共済貸付利率のご案内 (令和3年6月・7月貸付分適用)

お問い合わせ
経理・貸付班
043-223-4122

種別	年利(A)	保険料充当金率(B)	実質利率(A)+(B)
一般、住宅、教育、医療、結婚、葬祭	1.26%	0.06%	1.32%
住宅災害、災害	0.93%		0.99%
介護構造部分に係る住宅・住宅災害	1.00%		1.06%

※貸付けの金利は、変動金利です。

※平成19年3月までに貸付けを受けた方については、(A)の利率のみが適用されます。

令和3年度から 災害見舞金の給付内容が一部変わります

お問い合わせ
互助会
043-223-4119

互助会の災害見舞金について、激甚災害が発生した場合の給付内容が変更になりました。

詳しくは、令和3年3月25日付け所属宛て通知（千公互第78号）をご確認ください。

